

# 葉山町立長柄小学校消防計画

## 第1章 総 則

### 第1節 目的及びその適用範囲

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、葉山町立長柄小学校（以下「校内」という。）の防火管理について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全及び、被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当校に勤務し、出入りし、又は通学するすべての者。
- (2) 防火管理業務の一部委託している者。

### 第2節 防火管理業務の一部委託について

(委託者からの指揮命令)

第3条 委託を受けて防火管理業務に従事する者（以下「業者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

※ 業者はSECOM株式会社とする。

(委託者への報告等)

第4条 受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告しなければならない。

### 第3節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

(管理権原者の責任等)

第5条 管理権原者は、校内の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせるものとする。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は速やかに改修するものとする。

(防火管理者)

第6条 防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成(変更)
- (2) 消火、通報及び避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査・点検の実施と指導監督
- (4) 消防用設備等の点検・整備及びその立会い
- (5) 火気の使用、取扱いの指導監督、放火防止対策の推進
- (6) 収容人員の適正管理
- (7) 職員に対する防災教育の実施
- (8) 改修工事などの工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (9) 管理権原者に対する提案や報告
- (10) 地震対策
- (11) その他防火管理上必要な業務

#### 第4節 防火管理委員会

(防火管理委員会の設置)

第7条 防火管理業務の適正な運営を図るため、学校長を委員長とする防火管理委員会を設置する。

- 2 委員は、防火管理者をはじめAグループの職員をもって構成する。
- 3 委員会の開催は、委員長が必要と認めたときに開催する。

(審議事項)

第8条 防火管理委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- (1) 消防計画の樹立及び変更に関する事。
- (2) 児童の人命安全に関する事。
- (3) 校舎及び消防用設備等の維持管理に関する事。
- (4) 予防管理組織及び自衛消防組織の編成に関する事。
- (5) 消火、通報及び避難訓練に関する事。
- (6) 震災対策に関する事。
- (7) 防災教育とその実施方法に関する事。
- (8) その他防火管理に関する事。

#### 第5節 消防機関への報告及び連絡

(消防機関への報告等)

第9条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 防火管理者の選任（解任）届出
  - (2) 消防計画作成（変更）届出
    - ア 管理権原者又は防火管理者の変更
    - イ 自衛消防組織に関する事項の変更
    - ウ 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更
    - エ 防火管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更
      - (ア) 受託者の氏名及び住所
      - (イ) 受託方式
      - (ウ) 受託者の行う防火管理業務の範囲
      - (エ) 受託者の行う防火管理業務の方法
  - (3) 自衛消防訓練実施時における事前通報及び指導の要請
  - (4) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡等法令に基づく諸手続
  - (5) 禁止行為の解除承認申請
  - (6) 消防用設備等の点検結果について、3年に1回、葉山町消防長に報告する。
  - (7) その他防火管理について必要な事項
- (防火管理業務資料等の整備)

第10条 防火管理者は、前条で報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画と一括して、整備、保管しておくものとする。

## 第2章 予防管理対策

### 第1節 日常及び定期に行う火災予防

#### (予防管理)

第11条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者は、建物、火気使用器具等の自主検査及び消防用設備等の点検検査に立会い、指導、監督を行う。

#### (予防管理組織)

第12条 予防管理組織は、火災予防のための組織と自主点検・検査を実施するための組織とする。

#### (火災予防のための組織)

第13条 火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、各階ごとに防火担当責任者をおき、所定の区域ごとに火元責任者をおき、別表1のとおり定める。

#### (防火担当責任者)

第14条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火管理者の補佐

(火元責任者の業務)

第15条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建物、火気設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震時における火気設備器具の安全確認に関すること。
- (4) 防火担当責任者の補佐

(自主点検の業務)

第16条 自主点検は、建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等について別表3・4に基づき検査を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。

2 防火・避難施設、消防用設備等の自主チェックについては、次のとおりとする

(1) 種別及び実施時期

日常点検・・・日1回

定期点検・・・月1回及び必要な時

(2) 担当者は、防火担当責任者とし、定期点検終了後は、防火管理者に点検表を提出すること。

(消防用設備等の法定点検)

第17条 点検資格者等による検査を次の表2のとおり実施しなければならない。

表2－設備点検時期

消防用設備等	内 容 (点検の期間)	
	機器点検 (1回/6ヶ月)	総合点検 (1回/年)
消火器	8月、 1月	
屋内消火栓設備	8月、 1月	1月
自動火災報知設備	8月、 1月	1月
放送設備	8月、 1月	1月
誘導灯	8月、 1月	1月

(点検検査結果の記録)

第18条 防火管理者は、自主点検の結果を記録するとともに、維持台帳に保存する。

## 第2節 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項)

第19条 次の事項を行う者は、防火管理者に事前に連絡し、承認を受けなければならない。

- (1) 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき
- (2) 各種火気使用設備器具を新設又は増設等するとき
- (3) 危険物等を使用するとき

(4) その他防火管理上必要な事項

2 防火管理者は、前項の申請があった時は、防火管理上支障がない場合に限り承認することができる。

(職員等の遵守事項)

第20条 当所に勤務するすべての者は、日常業務を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー等には、避難上支障となる物品を置かないこと
- (2) 消防用設備等の周辺には、装飾等をせずその機能を阻害しないこと
- (3) 火災を発見した場合には、消防機関（119番）に通報するとともに、防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること
- (4) 校地内における喫煙は、全面的にこれを禁ずること

(火気使用時の遵守事項)

第21条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前、使用后、必ず点検を行い安全の確認をすること
- (2) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること

### 第3章 自衛消防活動対策

#### 第1節 自衛消防組織

(自衛消防隊の設置)

第22条 火災等災害発生時に被害を最小限に止めるため、校長を自衛消防隊長として自衛消防隊を設置し、その編成は表3のとおりとし、任務内容は次のとおりとする。

表3－担当と任務内容

担当別	担当者	任務内容
隊長	校長	自衛消防隊活動時における各隊員に対する指揮、命令を行うとともに、消防隊への情報提供及び避難者の確認を行う。避難状況の把握を行う。
通報連絡担当	校長・教頭	火災の報知、校内への出火の報知、消防機関（119番）への通報、及び消防隊への情報提供にあたる。
搬出係	教頭	児童名簿・緊急連絡網等を搬出する。
初期消火係	茂木・矢島	消火作業及び消火の指揮にあたる。
避難誘導係	各担任	避難者の誘導にあたる。
検索係	難波・堀切	避難後の校舎内の点検にあたる。
捜索係	美藤	避難に遅れた児童を捜索する。
救護係	山田	負傷者の応急手当等を行う。

第23条 自衛消防隊長は、人命安全を確保するため消防用設備等の位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した、避難経路図を作成し、周知徹底しなければならない。

## 第2節 自衛消防活動等

(通報連絡等)

第24条 火災が発生した場合、通報連絡係員は、消防機関へ「所在地、名称、被害状況等」を通報するとともに周囲にも連絡する。

2 通報連絡係は、前項の措置終了後、自衛消防隊長に出火場所、延焼状況その他必要な事項を連絡する。

第25条 自動火災報知設備が誤作動により、直接通報された場合は、通報停止ボタンを押し、通報を中止し、その旨を警備保障会社等関連機関に連絡すること。

(消火活動)

第26条 自衛消防隊は、児童が安全に避難した後、屋内消火栓、消火器等をもって消火活動を行う。

第27条 避難誘導係員は、別図1～4の避難経路図により校内にいる者すべてを誘導する。

2 避難は、原則として火点の上層階は火点の反対側階段及び屋外階段を、火点以下の階層は、屋内階段を使用して避難するものとし、屋上への避難は行わない。

3 避難誘導係は、忘れ物等により再び入る者のないよう避難者を安全に避難させる。

4 避難誘導にあたっては、拡声器を有効に活用して避難者に避難方向を知らせ、混乱の防止に留意し、出火階及び上層階の者を最優先に避難させる。

5 避難終了後すみやかに人員呼称を行い、逃げ遅れた者の有無を確認する。

(安全防護措置)

第28条 発災時における安全防護措置として、ボイラーの使用停止、各階防火扉、防火シャッターの閉鎖等を行うものとする。

(応急救護)

第29条 救護係は、負傷者等の応急処置を行い、負傷者をすみやかに搬送できるようにする。

## 第4章 地震対策

### 第1節 地震の災害予防措置

(地震予防措置)

第30条 防火管理者は、地震時の災害を予防するため第2章に基づく各施設器具の点検検査にあわせて、次の事項を行うこと。

(1) 建物、建物に附属する施設物(看板、窓枠、外壁等及び陳列物件の倒壊、転倒、落下の有無)の検査

- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び燃料等の有無の検査
- (3) 危険物施設における危険物等の転倒、落下、浸水等による発火防止及び送油管等の緩衝装置の検査を実施すること。

(備蓄品)

第31条 地震に備え、次に掲げる品目を備蓄しておくものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) 携帯用拡声器
- (4) 懐中電灯
- (5) ロープ
- (6) その他必要なもの

## 第2節 地震時の活動

(地震後の安全措置)

第32条 地震後、建物、火気使用設備等の点検、検査を行い、その安全を確認後、使用を開始すること。

(地震時の活動)

第33条 地震時の活動は、第3章の各節によるほか、次の措置を行う。

### (1) 出火防止の措置

ア 防火担当責任者及び火元責任者による火気使用設備器具の使用停止を行うこと。

イ 危険物設備（ボイラー等）の各バルブの操作及び燃料等の停止の確認を行うこと。

### (2) 消火活動

校内に火災が発生した場合は、児童を避難させ、全力をあげて消火にあたること。

### (3) その他の活動

負傷者に対する応急救護処置を最優先すること。

(避難)

第34条 震災時の避難は、関係機関の避難命令等により、全員徒歩で避難するものとする。

## 第5章 その他の災害活動対策

### 第1節 水災時の活動

(水災時の措置)

第35条 防火管理者は、台風、集中豪雨等で被害が予想される場合は、次の措置を行う

ものとする。

- (1) Aグループを中心に、校内の異常の有無を点検し補強等の安全措置を行う。
- (2) 通報連絡係員は、町役場及び防災機関等から必要な情報の収集を行うとともに、周囲及び学区の被害状況を確認する。

第36条 緊急下校又は学校待機は、別に定めるところにより行う。

## 第6章 防災教育及び訓練

### 第1節 防災教育

(防災教育の実施時期及びその内容)

第37条 防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

- (1) 消防計画について
- (2) 火災予防上に遵守事項について
- (3) 防火管理者に対する職員各自の任務及び責任の周知徹底
- (4) 火災発生時の対応について
- (5) 地震時の対応について
- (6) その他火災予防上必要な事項

(訓練の実施時期及びその内容)

第38条 防火管理者は、次の表4により訓練を実施するものとし、実施時には、事前に葉山町消防長へ届け出るものとする。

表4－訓練の種別と実施時期及びその概要

訓練種別	実施時期	訓練内容	
総合避難訓練	5月 9月 1月	消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施し必要と認める場合は消防機関への指導を要請すること。	
部分訓練	消火訓練	8月	消火器具の取扱い要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
	通報訓練	6月	消防機関（119番）への通報要領及び火災発見時の連絡体制の習熟を図る。
	不審者対応訓練	5月	学校に不審者が侵入した時の対応について訓練を行う。
	引き渡し訓練	5月	学校に保護者が児童を引き取りに来る訓練を行い、有事に備える。
	一斉下校訓練	6月	急な風雨等に対応して一斉下校を実施するために訓練を事前に行っておく。

(消防機関への指導要請)

第39条 防火管理者は、訓練を実施するに際し、必要と認める場合は、消防機関へ指導を要請する。

(地震訓練の実施)

第40条 地震訓練は、各種訓練に準じて行うものとする。

(訓練の実施結果)

第41条 防火管理者は、自衛消防訓練の実施結果を記録して、訓練内容をチェックし、その結果を評価するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させるものとする。

## 附 則

この消防計画は、平成8年12月1日から施行する。

この消防計画は、平成21年6月1日から施行する。

この消防計画は、平成22年6月1日から施行する。

この消防計画は、平成23年6月1日から施行する。

この消防計画は、平成24年6月1日から施行する。

この消防計画は、平成25年7月1日から施行する。

この消防計画は、平成27年5月1日から施行する。

この消防計画は、平成28年5月1日から施行する。

この消防計画は、平成29年5月1日から施行する。

この消防計画は、平成30年5月1日から施行する。

この消防計画は、令和元年5月1日から施行する。

令和4年4月14日 本文を一部修正。令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で実施の判断や実施時期が計画と異なる場合がある。

この消防計画は、令和4年4月14日から施行する。

この消防計画は、令和6年4月19日、一部組織名・文章等を修正し、施行する。

この消防計画は、令和7年4月14日から施行する。

この消防計画は、令和8年4月14日から施行する。

